

議案参考資料

[令和元年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

福祉課 社会福祉係

議案名

議案第37号 桐生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付要件及び償還方法について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 保証人要件の緩和

被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるよう、保証人の要件を改めます。

	現行	改正案
保証人に関する規定	・施行令の規定で保証人の必置義務あり	・施行令の必置義務は削除 ・条例で「保証人を立てることができる」と規定する

2 貸付利率の変更

災害援護資金の貸付けを受ける場合の貸付利率は、保証人の有無により、その貸付利率を定めます。

	現行	改正案
据置期間後の利率	3%	保証人有り 無利子 保証人無し 1.5%

据置期間中(貸付後3年間)は、現行、改正後とも無利子

3 償還方法の拡充

被災者の災害援護資金の円滑な償還に資するため、災害援護資金の償還方法について、現行の半年賦による償還に加え、年賦及び月賦による償還を追加します。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正が行われ、平成31年4月1日から施行されました。